

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年1月28日20130107商局第2号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。</p> <p><u>イ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場</u></p> <p><u>ロ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の水路式発電所（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格B ○一九（二〇〇九）において定められた水路式発電所をいう。）（以下単に「水路式発電所」という。）に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場</u></p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次のいずれかに該当すること。</p> <p><u>イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者。</u></p> <p><u>（イ）学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者</u></p> <p><u>（ロ）技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第一次試験であってその技術部門が建設部門であるものに合格した者</u></p> <p><u>（ハ）技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技</u></p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。</p> <p><u>イ 直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場</u></p> <p><u>ロ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場</u></p> <p>(新設)</p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次のいずれかに該当すること。</p> <p><u>イ 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者</u></p> <p><u>ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第一次試験であってその技術部門が建設部門であるものに合格した者</u></p> <p><u>ハ 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択</u></p>

<p>術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者</p> <p><u>（二）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であってその種目が土木施工管理であるものに合格した者</u></p> <p><u>（ホ）（ロ）から（二）までに掲げる者のほか、（イ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p><u>（へ）（イ）から（ホ）までに掲げる者のほか、土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p><u>ロ 出力100キロワット以上500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット以上500キロワット未満のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ハ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（水路式発電所に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場に係る場合は、イ（イ）から（ホ）までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、経済産業省が実施する講習を修了した者</u></p>	<p>科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者</p> <p><u>二 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であってその種目が土木施工管理であるものに合格した者</u></p> <p><u>ホ ロから二までに掲げる者のほか、イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p><u>へ 出力100キロワット未満の水力発電所に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--